

# (仮称) 追浜駅前図書館管理・運営手法等検討業務委託仕様書

## 1 業務名

(仮称) 追浜駅前図書館管理・運営手法等検討業務委託

## 2 目的

本委託は、追浜駅前で計画されている市街地再開発事業において、令和9年度に再開発ビル内にオープンを予定している(仮称)追浜駅前図書館について、令和4年度に整理した「追浜駅前図書館に関する考え方(方向性)」(別紙1)を踏まえ、再開発事業の進捗整備とあわせた本格整備・運営に向け、(仮称)追浜駅前図書館の管理・運営の基本方針及び民官連携手法の活用を含む事業手法等の検討を行う。

なお、(仮称)追浜駅前図書館は、「新しい公共空間」の創造とし、追浜地域の「ブランド力の向上」や「まちづくり」に資する、特色のある図書館としての運営を目指すものである。

## 3 場所・整備スケジュール(予定)

- ・場所 参考図のとおり(別紙2)
- ・整備スケジュール(予定)

| 令和5年度   | 令和6年度～9年度                  |
|---------|----------------------------|
| 本検討業務委託 | 事業者選考準備→事業者選考→設計・内装工事→オープン |

## 4 業務内容

### (1) 前提条件の整理

(仮称)追浜駅前図書館の管理・運営の基本方針の検討にあたり、踏まえるべき諸条件を整理する。

#### ① 北図書館の現状整理

横須賀市立図書館における北図書館の位置づけについて整理する。現在の北図書館における利用状況や事業内容、運営体制の現状を把握する。

また、市の関連上位計画等について整理する。

#### ② 再開発事業を踏まえた施設整備条件・スケジュールの整理

(仮称)追浜駅前図書館を整備する予定の追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業の事業スケジュールや検討状況を把握し、(仮称)追浜駅前図書館の施設整備条件を整理する。

また、必要に応じて、市が実施する(仮称)追浜駅前図書館と再開発事業の設計等に係る調整の支援を行うとともに、図書館と再開発事業が親和性や相乗効果を発揮することが可能な連携の方向性について先行事例等から示唆をとりまとめる。

③ その他前提条件の整理

(仮称) 追浜駅前図書館の対象地である追浜地区、近隣市町の特色や公共施設の配置・計画などの現状を把握する。また、本事業実施にあたって留意すべき行政手続きの整理や事業スケジュールの検討を行う。

(2) ステークホルダー調査

本事業のステークホルダーとして想定される市民(北図書館利用者、追浜地区住民等)や地域関係団体の本事業への意向を把握する。また、事業実施主体として想定される民間事業者の意見を聴取する。

① 市民等意見聴取

(仮称) 追浜駅前図書館に対する意見を市民(北図書館利用者、追浜地区住民等)や地域関係団体から聴取する。

② マーケットサウンディング

本事業の事業主体として想定される民間事業者の意見を聴取し、管理・運営等に関する検討や民間事業者選定方法の検討に反映する。

(3) 管理・運営等に関する検討

① 先進事例調査・専門家ヒアリング

本事業の管理・運営等の参考となる図書館や、図書館に限らない本のある賑わい施設等、類似施設の先行事例の調査、デザイン性のある質の高い公共空間の創出へ向けた本事業への示唆をとりまとめる。

本事業の実施時期や事業の特徴を踏まえ、長期的な視点から(仮称)追浜駅前図書館が目指すべき姿や踏まえるべき要素について、図書館に関する有識者等の専門家にヒアリングを行い、本事業への示唆をとりまとめる。

② 管理・運営の基本方針の検討

(仮称)追浜駅前図書館が目指すべき姿や、追浜地区の活性化において担うべき役割を整理したうえで、(仮称)追浜駅前図書館が備えるべき機能や提供すべきサービス内容等を踏まえた管理・運営の基本方針を検討する。

また、オープン時期を見据えたICT及びDXの活用を検討する。

③ 管理・運営モデルプランの検討

本業務による管理・運営の基本方針を踏まえ、(仮称)追浜駅前図書館の機能やサービス内容の具体化を行うとともに、開館日数、開館時間、運営体制等の具体的な管理・運営のあり方を検討し、管理・運営モデルプランとしてとりまとめる。

#### ④ 事業手法の検討

管理・運営の基本方針及び管理・運営モデルプランの実現に向け、民官連携手法の活用を含む最適な事業手法を検討する。検討にあたっては、マーケットサウンディングの結果を適切に反映する。

#### (4) 民間事業者選考方法の検討

管理・運営の基本方針及び管理・運営モデルプラン、事業手法の検討を踏まえ、本事業を実施する事業者の最適な選考方法を検討する。検討にあたっては、マーケットサウンディングの結果を適切に反映する。

#### (5) 管理・運営方針のとりまとめ

(1)～(4)の検討を踏まえ、令和6年度以降の事業実施に向け、市民や庁内の合意形成等に活用することを見据え、「管理・運営方針」としてとりまとめる。

### 6 打合せ

受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、本市監督員と打合せを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、監督員と協議するものとする。

### 7 成果品

#### (1) (仮称) 追浜駅前図書館管理・運営手法等検討業務委託報告書

(A4版 製本10部)

#### (2) 上記のデータ一式 (CD-ROM)

データは原則ワード、エクセル、パワーポイントのいずれかを使用すること。

### 8 注意事項

- (1) 契約後、本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。
- (3) 業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て横須賀市に帰属するものとし、横須賀市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 別紙3「(仮称)追浜駅前図書館管理・運営手法等検討業務における補足事項」のとおり、業務発注に至る背景や周辺で行われている事業等を踏まえた上で検討をすること。